

ふぐ取扱者衛生講習会実施要領

1. 実施期日 令和2年10月24日(土)
 - (1) 受付時間 午前 9:00～ 9:20
 - (2) 挨拶・説明 午前 9:20～ 9:40
(一社)群馬県食品衛生協会長・事務局
 - (3) 講習時間及び内容
 - 学 科 午前 9:40～11:40 (120分)
 - ①食品衛生関係法規
 - ②ふぐの衛生知識
 - 昼 食 午前 11:40～12:30 (50分)
 - 実技と講話 午後 0:30～ 2:30 (120分)
 - ①講師による模範演技
 - 修了証書の交付 午後 2:30～
2. 実施場所
 - 学 科 群馬調理師専門学校
前橋市小屋原町1145-1
電話(027)266-7945(代)
 - 実技と講話 学科会場に同じ
3. 受講対象者
丸ふぐ又は身欠きふぐを取り扱おうとする者で食品衛生責任者である者
又は食品衛生責任者と同等以上の知識を有する者
4. 講 師 (1)学 科 群馬県食品・生活衛生課
前橋市保健所衛生検査課
(2)実 技 群馬県ふぐ組合会長
5. 受 講 料 13,000円 注:①昼食代を含む
②領収した受講料は返金しない
6. 受講申込受付
 - (1) 受付場所 各地区食品衛生協会(前橋市保健所・高崎市保健所・各保健福祉事務所内に事務局あり)
 - (2) 受付期間 令和2年9月24日(木)～9月30日(水)
 - (3) 提出書類等
 - イ ふぐ取扱者衛生講習会受講申込書(別記様式第3号)
 - ロ 受講料
 - ハ 食品衛生責任者であることを証する書類の写し(但し、正本と照合済みであること)又は食品衛生責任者と同等以上の知識を有する者であることを証する書類の写し(但し、正本と照合済みであること)
7. 講習会当日持参するもの
 - (1) 確認票 (2) 健康状態申告書 (3) 筆記用具等 (4) 認印
 - (5) 上履き・下足入れ

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日はマスクの着用をお願いいたします。また、感染拡大の状況により、止むを得ず講習会を中止させていただく場合に限り、受講料を返金させていただきます。

ふぐ取扱者衛生講習会受講申込書

年 月 日

様

住 所

電 話

氏 名

印

生年月日 大・昭・平 年 月 日生

群馬県ふぐ取扱指導要綱第3条に規定するふぐ取扱者衛生講習会を受講したいので、関係書類を添えて申し込みます。

ふぐ取扱者衛生講習会受講申込書

年 月 日

様

住 所

電 話

氏 名

印

生年月日 大・昭・平 年 月 日生

前橋市ふぐ取扱指導要綱第3条に規定するふぐ取扱者衛生講習会を受講したいので、関係書類を添えて申し込みます。

ふぐ取扱者衛生講習会受講申込書

年 月 日

様

住 所

電 話

氏 名

印

生年月日 大・昭・平 年 月 日生

高崎市ふぐ取扱指導要綱第3条に規定するふぐ取扱者衛生講習会を受講したいので、関係書類を添えて申し込みます。

様式1

健康状態申告書			
①氏名		②性別	
③住所			
④体温	. °C		
⑤発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状			あり・なし
⑥頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害			あり・なし
⑦感染の流行地域への14日以内の訪問歴			あり・なし
⑧緊急連絡先	電話 () -		
<p>※1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。</p> <p>※2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>※3 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので予めご了承ください。</p>			